
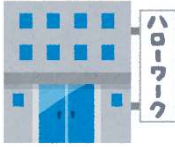


* 雇用保険新規加入手続きについて *

【1】お手続きの流れ

労働基準監督署 での お手続き 	ハローワーク での お手続き 
◎ 一元適用事業の場合（二元適用事業以外の事業）	
労働保険関係成立届、 労働保険概算保険料申告書を提出。	雇用保険適用事業所設置届、 雇用保険被保険者資格取得届を 【2】記載の添付書類と併せて提出。
◎ 二元適用事業の場合（建設、農林水産、港湾運送、都道府県や市町村等の行う事業）	
労災保険の労働保険関係成立届、 労働保険概算保険料申告書を提出。	雇用保険の労働保険関係成立届、 労働保険概算保険料申告書、 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届を 【2】記載の添付書類と併せて提出。

※ 二元適用事業の場合は、監督署とハローワークどちらから先にお手続きしていただいても構いません。

【2】ハローワークでのお手続きに必要な書類について

書類の概要	届出書と添付書類について
労働保険関係書類	◎ 労働保険関係成立届 ◎ 労働保険概算保険料申告書 ※ 一元適用事業の場合は、監督署に提出後の事業主控をご持参下さい。
事業所の情報に関する書類	◎ 雇用保険適用事業所設置届 <添付書類> (②、③については、各1点以上ご用意下さい。) ① 個人事業の場合は事業主の世帯全員の記載がある住民票 ② 事業所住所を確認できる書類 (①、③の書類で事業所住所が確認できない場合) 不動産登記事項証明書、公共料金請求書、賃貸借契約書 公共機関からの郵便物 等 ③ 事業実態、事業内容を確認できる書類 (・はそれぞれ一式) 営業許可書、営業登録書、開設許可証、開業証明書、代理店契約書、業務(工事)請負契約書、原料買付・出荷・売上伝票、納品・請求・領収書 等
被保険者の情報に関する書類	◎ 雇用保険被保険者資格取得届 <添付書類> 賃金台帳 (給与明細書)、労働者名簿、出勤簿 (タイムカード等) 他の社会保険の資格取得関係書類、雇用契約書 (労働条件通知書等) ※ 雇用保険被保険者番号が不明な場合は履歴書等、職歴の確認できる書類を添付してください。

【3】注意していただきたい事項

- ・法人の役員等や、個人事業主と同居の親族は、原則加入できません。
- ・届出期日を過ぎた場合や、ご提出いただいた書類だけでは十分に確認がとれない場合は、上記以外の書類を提出いただく事や、事業所を訪問させていただく事があります。

様式はコチラで
ダウンロードできます



ご不明な点については、ハローワーク茨木 雇用保険適用課 072-623-2551 (部門コード21#) におたずね下さい。